

東日本大震災からの 農林水産業の復興支援のための取組

平成30年7月

農林水産省

①地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災による農林水産関係の被害状況	・・・2
東日本大震災からの農林水産業の復旧状況①	・・・3
東日本大震災からの農林水産業の復旧状況②	・・・4
がれきの処理状況（農林水産省関係）	・・・5
農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施	・・・6
農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組	・・・7
農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携 「仙台いちご」の復活【宮城県亘理町・山元町】	・・・8
「次世代施設園芸」の拠点整備【宮城県石巻市】	・・・9
被災した漁協や水産加工施設の整備	・・・10
震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援	・・・11
東北産水産物の販路回復に向けた取組	・・・12
新たな農林水産業を切拓く先端的技術の大規模実証の推進	・・・13
震災からの復興のため、人的な支援を実施	・・・14
震災からの復興のため、人的な支援を実施	・・・15

②原子力災害からの復旧・復興

原子力発電所事故による避難指示について	・・・17
避難指示区域等における営農再開の状況	・・・18
福島県における産地の取組事例	・・・19
福島県における6次産業化の取組事例（官民合同チームによる支援）	・・・20
原子力被災地域の営農再開に向けた支援策	・・・21
実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進	・・・22
農地・森林を計画的に除染 ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施	・・・23
避難指示区域等における農地・農業用施設等の復旧	・・・24
農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施	・・・25
農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施	・・・26

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下	・・・27
地域農業の将来像の策定と営農再開の促進に向けた支援	28
福島相双復興官民合同チームの営農再開グループの活動実績	・・・29
被災12市町村の農業者訪問の取組	・・・30
営農再開に必要な機械・施設や家畜の導入等を支援	・・・31
福島イノベーション・コスト構想の実現に向けた先端農林業ロボットの研究開発	・・・32
福島県における林業再生に向けた取組	・・・33
福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（里山再生モデル事業）	・・・34
福島県における漁業再生に向けた取組	・・・35
食品についての風評の現状	・・・36
風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略	・・・37
食品中の放射性物質対策に関する情報の発信	・・・38
「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～	・・・39
福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（生産段階での取組）	・・・40
福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）	・・・41
原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要	・・・45
主な輸出先国・地域における輸入停止措置の概要	・・・46
円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対して働きかけ	・・・47

①地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災による農林水産関係の被害状況

MAFF

東日本大震災では、農林業関係で1兆1,204億円、水産業関係で1兆2,637 億円、合計で2兆3,841億円の被害が発生。これは、阪神・淡路大震災の約26倍、新潟県中越地震の約18倍。

農林業関係被害

農地（2.5万ha）	4,006億円
農業用施設等（17,906箇所） (水路、揚水機、集落排水施設等)	4,408億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等（農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等）	493億円
林野関係（林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等）	2,155億円
合計	1兆1,204億円

注：1 平成24年7月5日現在

2 被害額には、原子力災害による額は含まれていない。

水産業関係被害

漁船（28,612隻）	1,822億円
漁港施設（319漁港）	8,230億円
養殖関係	1,335億円
養殖施設	738億円
養植物	597億円
共同利用施設（1,725施設）	1,249億円
合計	1兆2,637億円

注：1 平成24年7月5日現在

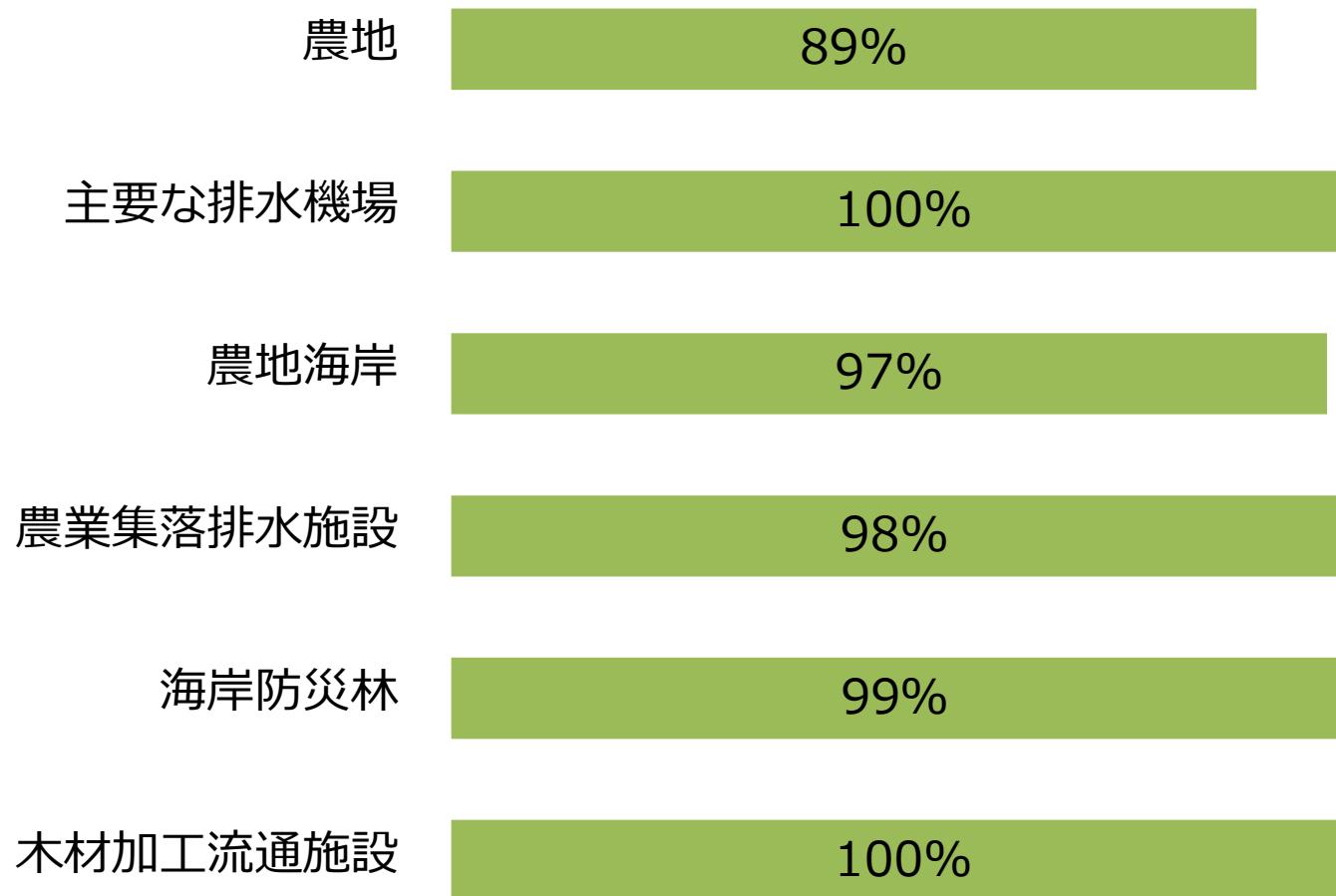
2 漁船は、21都道県で被害（岩手、宮城、福島では約9割で被害）

3 漁港施設は、7道県約4割で被害（岩手、宮城、福島では、ほぼ全てで被害）

4 この他、民間企業が所有する水産加工施設、製氷冷凍冷蔵施設等で約1,600億円の被害（水産加工団体等からの聞き取り）

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況①

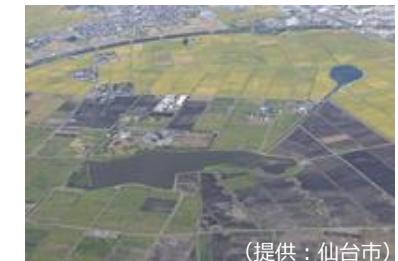
MAFF



農地の復旧事例（仙台市）



(提供：国土地理院)



(提供：仙台市)

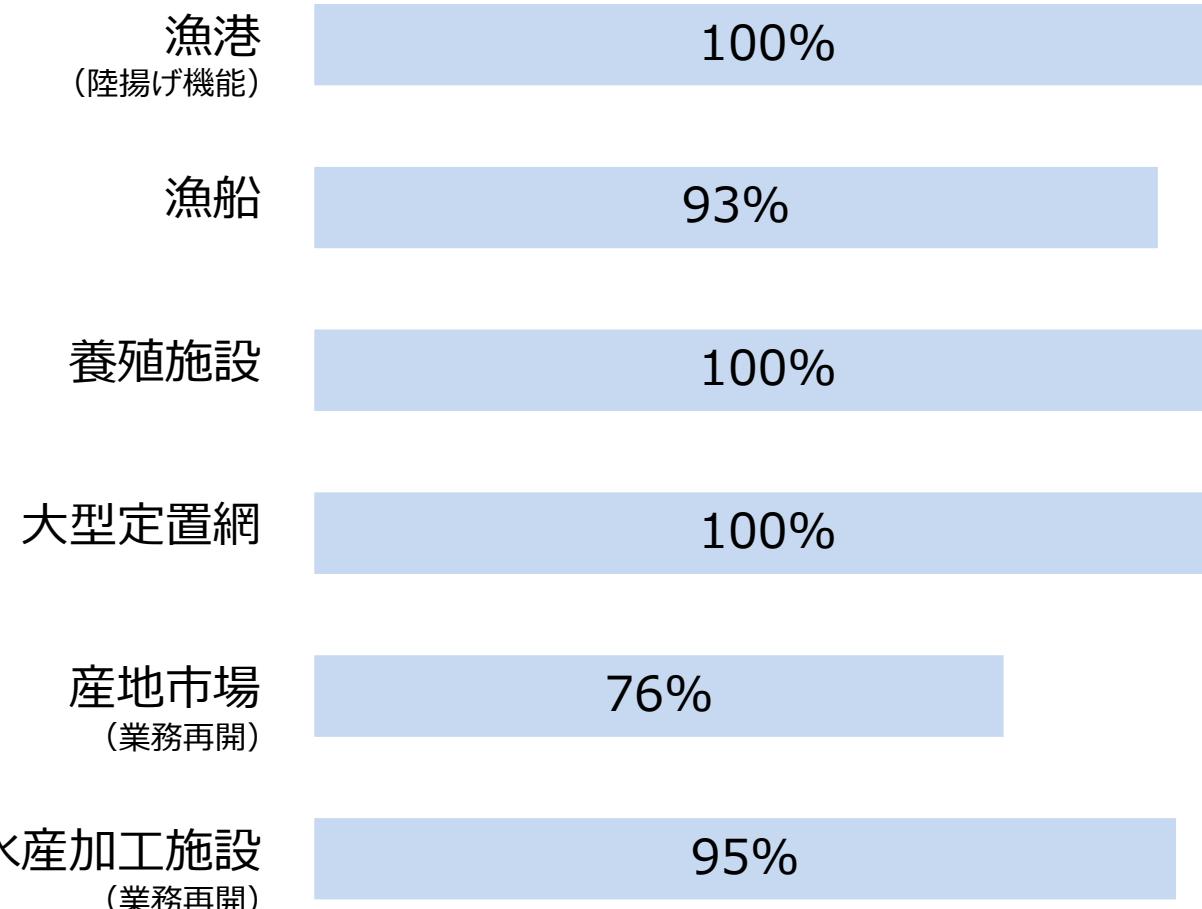
排水機場の復旧事例（仙台東地区）



- 注：1 平成30年4月末現在。
2 農地は、農地転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地19,800haに対するもの。
（岩手県91%、宮城県98%、福島県59%）
3 主要な排水機場は、復旧が必要な96箇所に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
4 農地海岸は、復旧が必要な126地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
5 農業集落排水施設は、被災した401地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
6 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（復旧事業実施中も含む）。
7 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況②

MAFF



岸壁の復旧事例（松川浦漁港）



水産加工施設の復旧事例（陸前高田市）



注：1 漁港は平成30年1月末現在、養殖施設・大型定置網・産地市場は平成30年2月末現在、漁船は平成30年3月末現在、水産加工施設は平成29年12月末現在。

2 漁港は、被災した319漁港に対するもの(全て回復278漁港、部分的回復41漁港)。

3 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。

4 養殖施設は、再開を目指す68,893施設(岩手県17,480施設、宮城県51,413施設)に対するもの。

5 大型定置網は、復旧を目指す143ヶ統に対するもの。

6 産地市場は、被災3県で被災した34施設に対するもの。岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。

7 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する790施設に対するもの。

がれきの処理状況（農林水産省関係）

MAFF

農地のがれき撤去事例（岩手県小友地区）

農地

100%



(提供：岩手県)

漁港の航路・泊地

100%



(提供：岩手県)

定置漁場

99%



養殖漁場

99%



5

注：1 平成30年3月末現在。

2 農地は、岩手・宮城・福島（避難指示区域を除く）の19,300haに対するもの。

3 漁港の航路・泊地は、がれき撤去が必要な232漁港に対するもの。

4 定置漁場は、漁業活動に支障のある989箇所に対するもの（再流入箇所を含む）。

5 養殖漁場は、漁業活動に支障のある1,133箇所に対するもの（再流入箇所を含む）。

農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施

MAFF

土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。このうち、仙台東地区については、宮城県及び仙台市からの要望に基づき、農業用施設の復旧に加え、除塩、区画整理を含む農地の復旧を国が一貫して実施。

【仙台東】大堀排水路

【仙台東】ほ場整備（大区画化）



【名取川】閑上排水機場



※損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況

⑦迫川上流
(復旧完了)

⑧河南
(復旧完了)

⑨白河矢吹
(羽鳥ダム)
(復旧完了)

⑩阿武隈川上流
(西郷ダム)
(復旧完了)

⑪芳賀台地
(復旧完了)

⑥迫川上流・
荒砥沢ダム
(復旧完了)

①定川
(復旧完了)

②仙台東

③名取川
(復旧完了)

④亘理山元
(復旧完了)

⑤亘理・山元
農地海岸
(復旧完了)

宮城県

福島県

栃木県

【南相馬】村上第二排水機場



損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況

海岸堤防の復旧状況



津波で損壊した排水路の復旧状況

凡 例

直轄特定災害復旧事業実施地区(津波被災地域)

直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)

代行海岸保全施設災害復旧事業実施地区(津波被災地域)

福島特別直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)

※⑫南相馬及び⑬請戸川は避難指示区域内

農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組

MAFF

直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化に取り組み中。

農地の大区画化の 県別計画面積 (ha)

岩手県	50
宮城県	6,580
福島県	1,610
計	8,240

注：津波被災農地と一緒に整備する農地を含む。
(平成30年4月末現在)

大区画整備したほ場（大曲地区（宮城県東松島市））



整備前

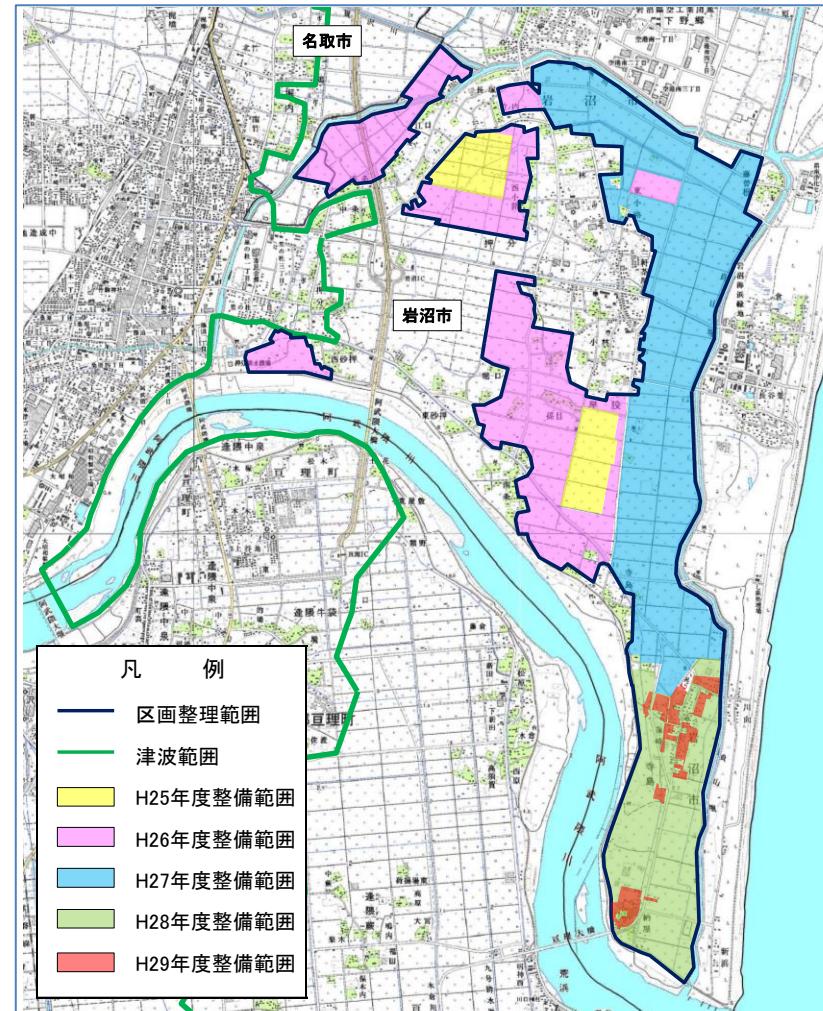


整備後

(提供:国土地理院)

事例：復興交付金(岩沼地区(宮城県名取市、岩沼市))大区画化整備図

岩沼地区（約700ha）は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地を大区画（10～30a→標準区画1ha）に整備する計画。

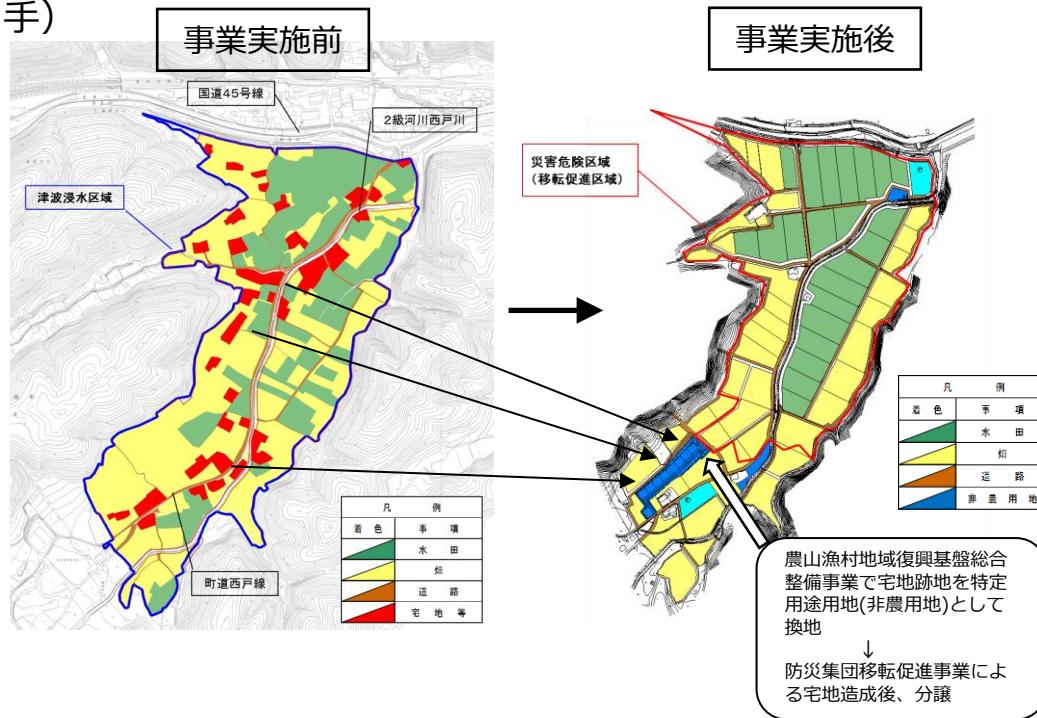


農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

MAFF

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を10市町15地区で進めている。（平成30年4月末現在）

宮城県南三陸町の南三陸地区（西戸川工区）では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。（平成25年度事業着手）



県名	市町村名	地区名
宮城県	南三陸町	南三陸地区
	石巻市	牡鹿地区、大川地区、北上地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜地区
	気仙沼市	気仙沼地区
	山元町	山元東部地区
	亘理町	亘理地区
	東松島市	西矢本地区
	名取市	名取地区
岩沼市	岩沼地区	
福島県	南相馬市	原町東地区、右田・海老地区、真野地区、八沢地区
2県	10市町	15地区

「仙台いちご」の復活【宮城県亘理町・山元町】

MAFF

東日本大震災の津波により、東北一のいちご産地である宮城県亘理町・山元町の生産者は壊滅的な被害。約40haのいちご団地、選果場を整備し、平成25年11月より、本格的に出荷を再開。

被災状況

東日本大震災の津波により、東北一のいちご産地である宮城県亘理町・山元町の生産者は壊滅的な被害を受けた。

- ・380戸のうち356戸が被災
- ・96haのうち91haが被災



被災した園芸施設



被災した選果場



位置図

復旧・復興に向けた取組

- ①平成23年10月までに、阿武隈川沿いの耕作放棄地に確保した代替地（5ha）でパイプハウスを整備し、土耕栽培で生産・出荷を開始。
- ②平成25年8月までに、高収量が得られ、管理も楽な高設養液栽培を導入した団地（約40ha）を新たに整備。同年10月にいちご選果場を再整備し、同年11月より本格的に出荷を再開。
- ③平成29年産は233戸、約64haでいちごを栽培。（東北農政局調べ）



阿武隈川沿いパイプハウス



いちご団地



いちご選果場



いちごの出荷

「次世代施設園芸」の拠点整備【宮城県石巻市】

MAFF

石巻市北上川下流域に、高度な環境制御技術と地域エネルギー等を活用した「次世代施設園芸」の全国モデルの一つとして、「宮城県拠点」が平成28年8月に完成。

最先端の施設園芸と被災地の雇用創出を実現するとともに、拠点の成果の普及等、東北地域の施設園芸を牽引する存在としての活躍を期待。

被災状況

東日本大震災の津波により、石巻市北上川下流域に甚大な被害。



被災後の北上川下流域
(赤枠内が宮城県拠点の整備地)



復旧・復興に向けた取組

【次世代施設園芸 宮城県拠点】

被災農業者が中心となり設立した(株)デ・リーフデ北上が、最先端の環境制御設備を導入した大規模なガラス温室(2.4ha)を整備。

トマトとパプリカの周年生産に取り組み、地域の雇用創出にも貢献。また、木質バイオマスや地中熱をハウスの加温に活用し、化石燃料の使用量を削減。



次世代施設園芸 宮城県拠点



こうのきたか
高軒高のガラス温室



栽培の様子



収穫された
トマトと
パプリカ

被災した漁港や水産加工施設の整備

MAFF

石巻漁港・気仙沼漁港等において水産加工団地の土地の嵩上げや高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を実施し、早期の完成を目指している。

被災状況（石巻漁港）

防波堤、岸壁、市場施設、水産加工団地等が壊滅。約70 cmの地盤沈下により、満潮時には、漁港及び水産加工団地へ海水が流入し、冠水。

被災・沈下した水産加工団地



水産加工団地



市場の倒壊、冠水



満潮時の海水流入

復旧・復興の取組（石巻漁港）

岸壁・漁港施設用地の一部を嵩上げし、背後の水産加工団地への海水の流入を防止（平成23年3月完了）。

岸壁・漁港施設用地の嵩上げと合わせ、背後の水産加工団地の土地の嵩上げ工事を実施（平成26年3月完成）。

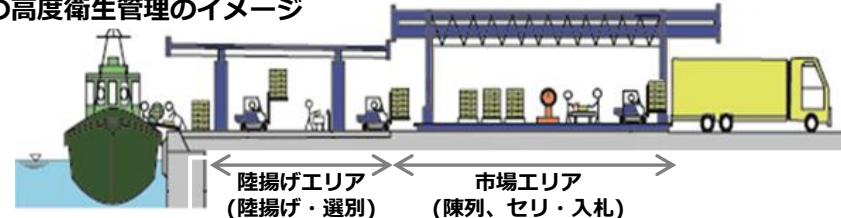
高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備（平成27年9月供用開始）。

避難機能を備えた多機能ビルを整備（平成28年9月完成）。



嵩上げした岸壁と完成した水産物卸売市場

漁港の高度衛生管理のイメージ



震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援

MAFF

震災からの速やかな復興のため、「漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業復興支援事業、がんばる養殖復興支援事業）」を創設。

震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援。

【復興計画の認定状況】

平成30年3月末現在：認定125件（漁船漁業：94隻及び28ヶ統、養殖業：981経営体）

平成28年度の執行額：263億円

漁船漁業の場合

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、え代・氷代等）を支援。

【事業のイメージ】

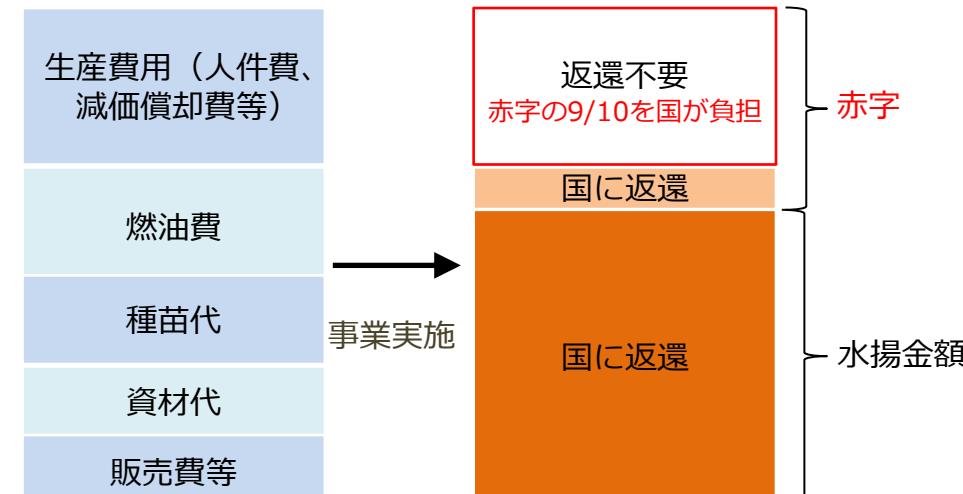


養殖業の場合

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費（人件費、燃油費、種苗代等）を支援。

【事業のイメージ】



東北産水産物の販路回復に向けた取組

MAFF

復興水産販路回復アドバイザー

平成26年から、東北の水産物に詳しく、商品開発や販路開拓のノウハウに長けた者を「復興水産販路回復アドバイザー」に任命。アドバイザーは、71名任命（平成30年3月末現在）されており、個別相談や新商品開発等を支援。宮城県では、水産加工業者が、アドバイザーの助言により他社との差別化を図りやすい「カキのオリーブオイル漬け」を開発。この商品は好評を博し、シリーズ化することに成功。



水産加工業者との個別相談



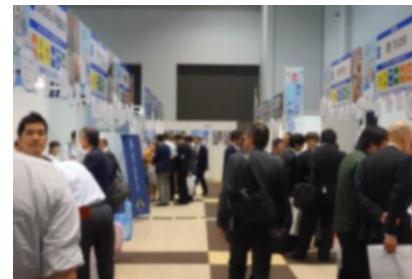
カキのオリーブオイル漬け

東北復興水産加工品展示商談会

平成27年から、仙台で開催。今年度は、6月12日・13日に東北地方の水産加工業者等133社が出展し、延べ約5,600名が来場。ブース展示・個別商談会や、販路回復や輸出、水産物の安全性をテーマにしたセミナー等を実施。



Tohoku Reconstruction
Fishery Products Exhibition 2017



ブース展示



水産加工業者と
バイヤーとの商談

新たな農林水産業を切拓く先端的技術の大規模実証の推進

MAFF

官民連携の下、被災地において、成長力のある新たな農林水産業を育成するため、平成29年度には、生産・加工等に係る先端技術を駆使した大規模実証研究等16課題を、岩手県、宮城県及び福島県で実施。

農業・農村分野

【 土地利用型農業や施設園芸農業の経営改善 】



乾田直播

大型機械を用いた乾田直播や、鉄コーティング種子を用いた湛水直播により、担い手への集約化が急速に進む被災地の土地利用型農業における育苗の手間や管理面積の制約を克服。

(農研機構、宮城県古川農業試験場、富士通(株)ほか)



株元温度管理

先進的な大規模施設園芸団地として再生が図られるイチゴ栽培において、株元（クラウン）温度管理や紫外光蛍光灯照射（病害防除）等の新技術を活用。

(農研機構、宮城県農業・園芸総合研究所、パナソニックライティングデバイス(株)、千葉大学ほか)

漁業・漁村分野

【 水産業・養殖業・水産加工業の高度化 】



ギンザケ養殖の省コスト化



高品質カキのブランド化



アワビの増殖技術

ギンザケ養殖を基幹養殖業として復活させるため、安定的かつ省コストな生産技術を実証。

(水産研究・教育機構、宮城県水産技術総合センター、(株)ニチモウマリカルチャーほか)

力キ産業の復興と地域特性を活かしたブランド化のため、高品質力キの効率的・安定的な生産を推進。

(水産研究・教育機構、宮城県水産技術総合センター、海洋エンジニアリング(株)ほか)

被災したアワビ種苗生産体制の早期復興に向けて増殖技術を実証。

(水産研究・教育機構、岩手県水産技術センターほか)

震災からの復興のため、人的な支援を実施

MAFF

農林水産省は、東日本大震災からの復旧復興や、農地・森林の除染を速やかに進めるため、職員の復興庁・環境省等への出向及び被災自治体との人事交流を行っている。

また、被災地における災害復旧工事の迅速・円滑に実施するため、被災県からの支援要望に沿って、農林水産省及び他の都道府県等の専門職員を被災自治体に派遣。

農林水産省から復興庁等への出向状況
(平成30年4月1日現在)

復興庁	53名
" (非常駐)	58名

環境省	
東北地方環境事務所	59名

※このほか(公社)福島相双復興推進機構へ職員(2名)を派遣

人事交流	10名
岩手県内	3名
宮城県内	8名
福島県内	

農林水産省及び都道府県等からの
職員派遣 (農林水産関係)

(単位:人)

	国	都道府県	市町村	計
農地・農業用施設	1,287	7,235	-	8,522
森林・林業関係	60	1,728	-	1,788
漁港関係	156	2,235	1,422	3,813

注: 平成30年3月末までの派遣実績

②原子力災害からの復旧・復興

原子力発電所事故による避難指示について

MAFF

23年12月以降、市町村ごとに順次、「避難指示区域」の見直し等を実施。

川俣町の区域見直し（25年8月7日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて、区域見直しが完了。

これまでに、以下の市町村で避難指示区域が解除。

平成26年4月1日：田村市

平成26年10月1日：川内村（避難指示解除準備区域を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編）

平成27年9月5日：楢葉町

平成28年6月12日：葛尾村※

平成28年6月14日：川内村

平成28年7月12日：南相馬市※

平成29年3月31日：川俣町、飯舘村※、浪江町※

平成29年4月1日：富岡町※

※ 帰還困難区域を除く。

「見直し後の避難指示区域の概要」

区域名	概要
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民に被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

避難指示区域の概念図(2018年5月11日時点)



避難指示区域等における営農再開の状況

MAFF

市町村	水稻()内は平成29年度作付面積				野菜	畜産	花き()内は平成28年度作付面積
	試験栽培	実証栽培	全量生産出荷管理	作付再開			
飯館村			29年産 (8.2ha)		避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除 (29年3月)	肉用牛の再開 (29年3月～) 水田放牧の実証 (29年6月～)	コギクの実証栽培・販売 (29年度) カスミソウ、トルコギキョウ等の販売 (29年度)
南相馬市			26年産～ (2,163ha)		避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除 (28年3月)	飼料作物の実証栽培 (26年度～) 原乳の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (28年12月)	トルコギキョウ生産部会の設立 (27年度) (116a)
	旧避難指 示区域		29年産 (23.0ha)		出荷制限解除 (28年3月)	豚の再開 (26年8月～) 飼料作物の実証栽培 (28年度～) 肉用牛の再開 (29年4月～)	トルコギキョウの実証栽培 (25年度)、全農家で栽 培再開 (26年度～) (211a) リンドウの実証栽培 (26年度)、販売 (27年度～) (20a)
川俣町		25年産～ (8.0ha)			避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除 (29年3月)	飼料作物の実証栽培 (27年度～)	トルコギキョウの販売 (26年度～) (17a) リンドウの実証栽培 (26年度)、販売 (27年度～) (25a)
浪江町		26年産～ (2.4ha)			避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除 (29年3月)	牧草の実証栽培 (26年度～) 原乳の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く) (28年12月) 肉用牛の再開 (29年3月～)	トルコギキョウの実証栽培・販売 (29年度)
葛尾村			29年産 (9.1ha)		避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除 (28年3月)	都路地区で肉用牛の再開 (26年5月) 牧草の実証栽培 (27年度～) 原乳の出荷制限解除 (福島第一原発から半径20km圏内の 区域) (28年12月)	リンドウの実証栽培 (27年度)、販売 (28年度～) (35a)
田村市 (20 km圏 内)			25年産～ (323ha)	出荷制限解除 (25年3月)			
大熊町	26年産～ (0.08ha)				避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除 (29年3月)		
川内村			25年産～ (193ha)	出荷制限解除 (27年2月)	飼料作物の実証栽培 (26年度～) 原乳の出荷制限解除 (福島第一原発から半径20km圏内の 区域) (28年12月)	トルコギキョウの実証栽培・販売 (25年度～) (15a) リンドウの実証栽培 (26年度)、販売 (27年度～) (40a)	
富岡町		26年産～ (5.4ha)			バレイショの実証栽培 (27年度～) 避難指示解除準備区域 及び居住制限区域で出 荷制限解除 (29年3月)	飼料作物の実証栽培 (28年度～)	
楢葉町			28年産～ (32ha)	出荷制限解除 (27年2月)	牧草の実証栽培 (26年度～) 肉用牛の再開 (28年11月) 原乳の出荷制限解除 (福島第一原発から半径20km圏内の 区域) (28年12月)、原乳の出荷 (29年1月)	トルコギキョウ等の実証栽培・販売 (27年度～) (6a)	
広野町			25年産～ (163ha)	出荷制限解除 (23年11月)			キクの販売 (25年度～) (10a) コギク等の実証栽培・販売 (26年度～) (11a) カンパニュラの販売 (27年度～) (1a)

(注) このほか、川内村で、25年産からそばの作付が再開されている。(平成28年産の作付面積79ha)

福島県における産地の取組事例

MAFF

あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・25年12月）

【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

【27年産】 907トン出荷

【28年産】 1,154トン出荷

【29年産】 1,208トン出荷

(震災前平成22年産出荷量1,423トンの約9割)



復興牧場での酪農の再開（福島市・27年12月）

【復興牧場の設立】

原発事故による避難指示により休業していた酪農の2グループが酪農団体や企業の支援を受け、避難先の福島市内でそれぞれ復興牧場を設立。

【ミネロファーム】

24年10月から出荷を再開。

30年3月末現在、150頭を飼養。

【フェリスラテ】

27年12月から出荷を再開。

30年3月末現在、671頭を飼養。



トルコギキョウの出荷再開（川俣町・26年8月）

【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けて25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、26年より本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。

【28年産】

約2haで栽培

(震災前平成22年
栽培面積3.2haの約7割)



川俣町で栽培されたトルコギキョウ

米の作付再開（被災12市町村）

【作付再開への歩み】

生産者のカリ散布による吸収抑制対策の結果、29年産米では、約3,000haで米の作付が本格的に再開。

【27年産】 約1,400 ha

【28年産】 約2,500 ha

【29年産】 約3,000 ha



福島県における6次産業化の取組事例（官民合同チームによる支援）

MAFF

石井農園（浪江町）

1. 支援前

- 震災後、エゴマと果樹の栽培を開始
- 平成27年10月に食品加工場を建設

2. 支援内容

- 商品開発、POPの作成支援を実施

3. 支援後

- エゴマや季節の果実を用いた加工商品を開発
- イベントでの売れ行きは好調



季節の果実を用いたジャム



エゴマを用いたラー油

ニコニコ菅野農園（飯舘村）

1. 支援前

- 平成22年からナツハゼの栽培を開始
- 被災後、福島市内に避難し、ナツハゼの栽培を再開
- 平成28年8月飯舘村でもナツハゼの栽培を再開

2. 支援内容

- 品種改良、新商品開発等をアドバイス
- 消費者の生の声を参考に、販売ターゲットをアドバイス

3. 支援後

- 道の駅での販売の他、飲食店でも活用



パッケージ・ネーミングを改良した
ナツハゼジャム(左:改良前、右:改良後)

葛尾じゅうねん企業組合（葛尾村）

1. 支援前

- 平成18年から始まったエゴマの栽培、加工商品の販売は震災で頓挫



2. 支援内容

- エゴマの栽培・加工計画、消費者ニーズ、商品デザイン、コスト低減策等をアドバイス



開発したエゴマオイル

3. 支援後

- 7軒の農家が営農を再開。震災前の2倍以上の作付面積
- 平成30年4月にエゴマオイルの生産を7年ぶりに再開
- 差別化されたデザインと価格で順調に販売

いいたてイチゴランド（飯舘村）

1. 支援前

- 夏でも収穫が可能なイチゴ「雷峰」をハウスで栽培
- 避難指示解除後、平成29年5月から出荷を再開

2. 支援内容

- 新商品の開発と飲食店とのマッチングを実施

3. 支援後

- 都内6店舗で開発した商品を提供
- 規格外品を加工して商品として販売することで売上が拡大



開発したメニュー(左から) ジンストロベリー、ソルベ、苺ソース

原子力被災地域の営農再開に向けた支援策

MAFF

除染については、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでおり、当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。

避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるように、除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

(平成29年9月30日時点)

	田村市	楢葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

農地除染

(帰還困難区域以外は完了)



営農再開に向けた 条件整備

- ◆ 農地、農業水利施設等のインフラ復旧
 - 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
- ◆ 除染後農地等の保全管理
 - 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理に対して支援
- ◆ 鳥獣被害防止対策
 - 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
- ◆ 営農再開に向けた作付実証
 - 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援

- ◆ 水稲の作付再開支援
 - 水稲の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復に対して支援
- ◆ 放射性物質の吸収抑制対策
 - カリ質肥料の施用の実施を支援
- ◆ 農業用機械・施設等の導入支援
 - 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
 - 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設、家畜の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- ◆ 新たな農業への転換
 - 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

営農再開

実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進

MAFF

現地のほ場で行った実証試験で、表土の削り取りにより土壤の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。この結果を踏まえ、環境省が関係省庁と連携して、土壤の放射性セシウム濃度に応じてそれぞれ技術を適用して農地を除染。

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術	適用例			
~5,000Bq/kg	反転耕、移行低減栽培 ^(※) 、表土の削り取り（未耕起圃場） <small>※ 作物による土壤中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。</small>		反転耕 (畑、水田、牧草地)		移行低減栽培
5,000～10,000Bq/kg	表土の削り取り、反転耕、水による土壤攪拌・除去		表土の削り取り（畑、水田、牧草地）		水による土壤攪拌・除去（水田）
10,000～25,000Bq/kg	表土の削り取り				
25,000Bq/kg～	固化剤を用いた表土の削り取り、芝・牧草のはぎ取り		固化剤を用いた削り取り		芝・牧草のはぎ取り

農地・森林を計画的に除染

MAFF

福島県内の農地・森林について、国直轄除染地域（除染特別地域）は環境省が、市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）については市町村等が除染実施計画に基づき除染を実施し、これまでに作業が完了している。今後、除去土壤等の中間貯蔵施設への搬入が本格化。

福島県内の農地・森林の除染実施状況

- 国直轄除染地域（除染特別地域）
平成28年度末に、帰還困難区域を除き完了
- 市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）
平成29年度末に完了

福島県における除去土壤等の処理（イメージ）

除染に伴う土壤・廃棄物の発生



現場保管・仮置場

焼却可能なものは焼却して減容化



中間貯蔵施設

再生利用・最終処分



○中間貯蔵施設用地の取得状況（30年3月末時点）

全体面積	契約済み	割合
1,600ha	874ha	55%

○中間貯蔵施設の搬入状況（30年3月末時点）

除去土壤等の推計発生量	27～28年度	29年度
約1,600万～約2,200万m³	約23万m³	約52万m³

ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

MAFF

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。

福島県のため池調査結果

水質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

	避難指示区域外		避難指示区域			
	避難指示解除準備	居住制限・帰還困難				
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高 (Bq/L)	9		5		86	

注：検出下限値は、¹³⁴Cs、¹³⁷Csとともに1Bq/L

底質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

乾重量当たり濃度 (Bq/kg)	避難指示区域外		避難指示区域			
	避難指示解除準備	居住制限・帰還困難				
~1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超~8千以下	1,499	55%	94	57%	20	14%
8千超~10万以下	557	21%	50	30%	86	61%
10万超~	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低~最高 (Bq/kg)	<20~222,000		13~69,000		150~690,000	

注：乾重量当たり濃度 (Bq/kg) 8千超の場合に対策を検討

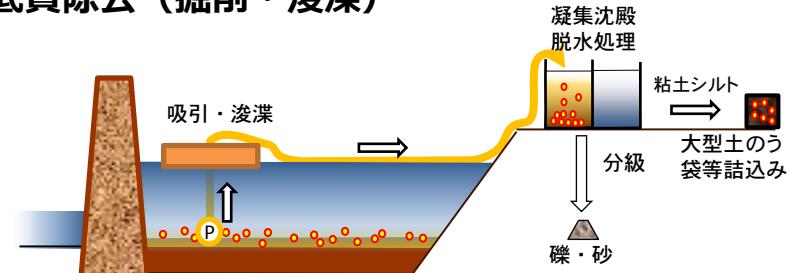
ため池の放射性物質対策工法の例

①底質の原位置固定（固化・反転）



放射性セシウム濃度の高い底質を固化材を使用して固化する工法や、高濃度の底質（表層）と低濃度の底質（下層）をそれぞれ土壤改良して上下で入れ替える（反転）工法がある。底質からの巻き上がりや、底質からの溶出を抑制する。

②底質除去（掘削・浚渫）



放射性セシウム濃度の高い底質を除去し、底質の放射性セシウム濃度を下げる対策である。工法としては、重機を用いた掘削除去とポンプ等での浚渫除去がある。また、除去した土壤の分級、脱水等を行う。

避難指示区域等における農地・農業用施設等の復旧

MAFF

避難指示解除準備区域等の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を迅速に実施。

県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。

農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施に向けた取組を推進。

これまでの主な取組

農業用施設等の復旧

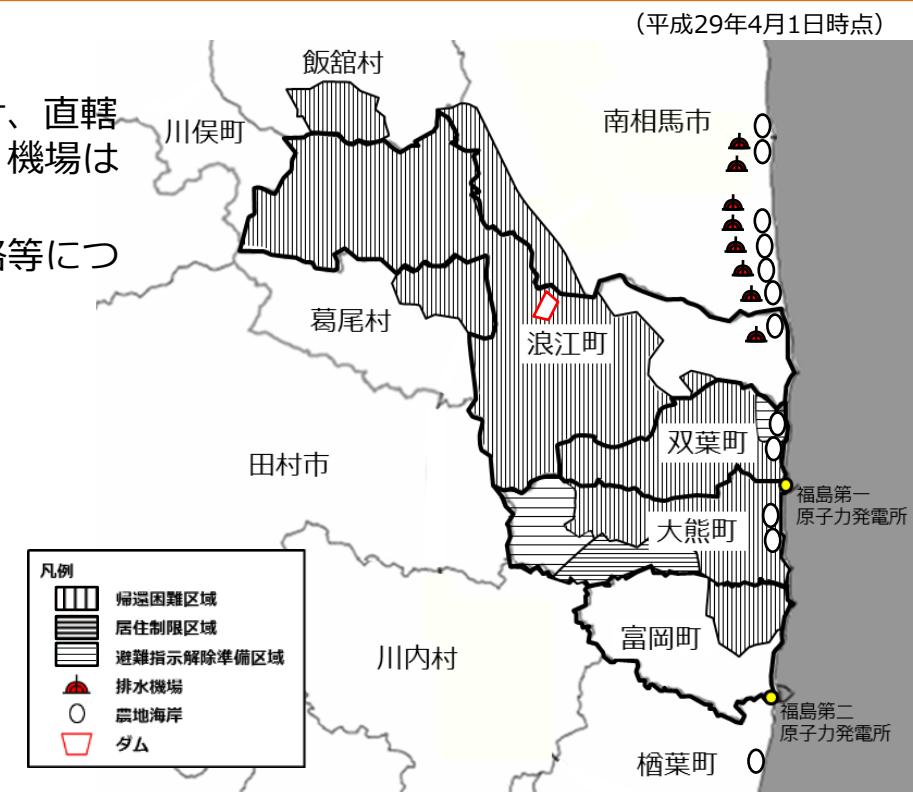
- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施中。8機場のうち7機場は稼働中。残りの1機場は平成32年度までに稼働予定。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、県が復旧工事を実施中。



排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施

- 関係機関からなる推進体制を整備し、農地の除染と農地整備を一体的に実施。(平成29年度3地区完了)



今後の主な取組

- 請戸川地区については、営農再開を踏まえ、段階的に復旧する方針。(早期の営農再開を希望する区域では、当面、地区内河川の自流を活用したかんがい用水確保を検討。)
- 県や市町村に対し復旧・整備の方針検討等の支援を推進。県や市町村は、それらの結果等を活用し、農地やため池等の災害復旧事業に順次着手。

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

MAFF

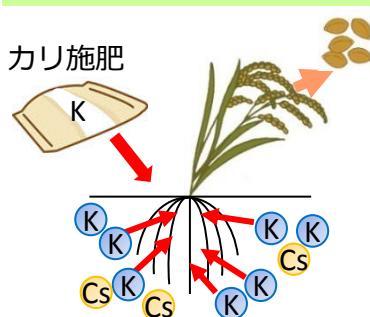
放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米

カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稻の吸収抑制対策



土壌中のカリ濃度が適正な場合、放射性セシウムの吸収は抑制される



カリウム散布状況

畜産物

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を実施。

牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- 反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

きのこ

きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。(きのこ原木：50Bq/kg、菌床用培地：200Bq/kg)

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

具体的な取組



きのこ原木・ほど木の導入支援



放射性物質の防除施設
(ほど木洗浄機械等) の整備

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

MAFF

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっています。基準値超過割合は年々低下。きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したものが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性物質の検査結果^{注1}（17都県^{注2}）（平成30年3月31日現在）

品目	27年度 基準値 超過割合 ^{注4}	28年度 ^{注4}		29年度（～平成30年3月31日） ^{注4}		基準値超過品目 29年度 (28年度)
		基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	
農畜産物	米	0 %	0 %	0 % (全袋検査)	0 %	—
	麦	0 %	0 %	0 % (239)	0 %	—
	豆類	0 %	0 %	0 % (957)	0 %	—
	野菜類	0 %	0 %	0 % (10,810)	0 %	—
	果実類	0 %	0 %	0 % (2,155)	0.07%	クリ (—)
	茶 ^{注5}	0 %	0 %	0 % (102)	0 %	—
	その他 地域特産物	0.1 %	0 %	0 % (480)	0 %	—
	原乳	0 %	0 %	0 % (1,420)	0 %	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 %	0 %	0 % (212,086)	0 %	—
きのこ・山菜類	1.0 %	0.7 %	69 (9,241)	0.7 %	54 (7,393)	原木シタケ、コシアブラ等6品目 (コシアブラ、タラノメ等9品目)
水産物	0.07 %	0.06 %	11 (18,166)	0.06 %	11 (16,929)	イワナ、ヤマメ、ブラウントラウト (イワナ、ヤマメ等5品目)
農林水産物計	0.001 %	0.001 %	80 (1,052万)	0.001 %	66 (1,003万)	27年度検査点数：1,077万点

（注1）厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。

（注2）「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

（注3）平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

（注4）穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

（注5）飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

地域農業の将来像の策定と営農再開の促進に向けた支援

MAFF

平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局と福島県（農業普及組織）が参加し、地域農業の将来像の策定や農業者の営農再開等の取組を支援している。平成29年4月からは、営農再開グループに（公社）福島相双復興推進機構が参加して活動が強化され、農業者の個別訪問とその支援・フォローアップ、販路確保等の支援にも取り組んでいる。

福島相双復興官民合同チームの営農再開グループ^① (平成27年8月発足、平成29年4月体制強化)

◆ 体制

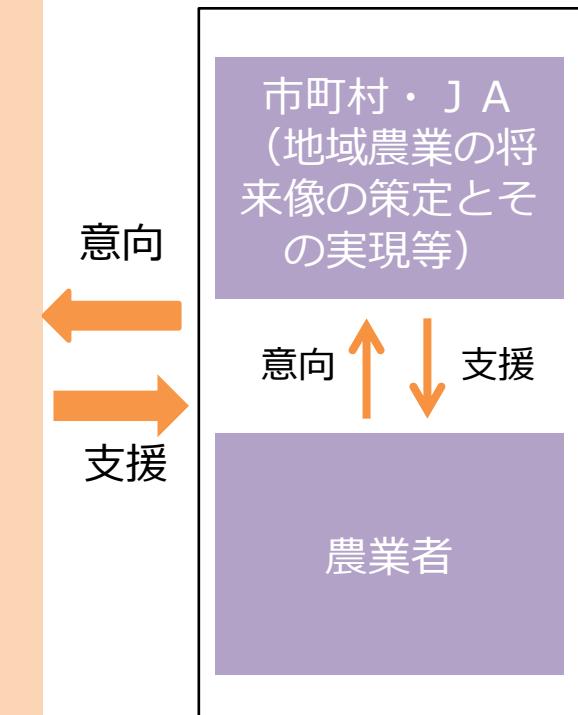
- 東北農政局（震災復興参事官室等）、福島県（農業普及組織）、福島機構（営農再開部署）が一体となった組織を形成

◆ 活動方針

- 農業は、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定や農業者の意向把握を踏まえた営農再開の取組を支援

◆ 活動内容

- 地域農業の将来像の策定の支援
- 農業者訪問等を通じた営農再開意向の把握
- 集落の相談会・座談会への参加（意向把握や各種事業の紹介）
- 営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- 必要な機械・施設の導入、技術・経営指導、販路確保等への支援



福島相双復興官民合同チームの営農再開グループの活動実績

MAFF

(平成30年3月31日現在)

活動内容	実績
市町村、集落への訪問件数	1,285件
農業者訪問件数	1,198件
6次産業化等のコンサルティング件数	13件

人・農地プランの策定支援

【対象地域】

福島県川俣町山木屋地区（29年3月避難指示解除）

【経緯】

- ①町が山木屋地区の農業者に「人・農地プラン」の作成を説明（平成26年4月）
- ②町が農業者の意向を調査（平成28年7月）
- ③調査結果を踏まえて、町が「人・農地プラン」を作成（平成29年2月）

【営農再開グループの支援】

東北農政局が平成28年4月から職員を町に派遣し、福島県農業普及組織とともに、プランの策定を支援

農業者訪問での意向把握を踏まえた支援

【対象農業者】

福島県飯舘村のいちご農業者

【経緯】

- ①東日本大震災により、一時的に営農活動を中止
- ②平成29年5月から出荷開始。直販の割合を高めたいと考えていたが、販路確保に苦慮
- ③営農再開グループに対し、支援を要望

【営農再開グループの支援】

福島県農業普及組織が栽培技術を指導し、福島機構が市場開拓と業務改善の専門家を派遣。

被災12市町村の農業者訪問の取組

MAFF

被災12市町村の営農再開に向けて、農業者を個別に訪問し、営農再開意向や要望の把握、支援策の説明を実施している。

	認定農業者訪問（平成28年7月～11月）	農業者訪問（平成29年4月～12月）
対象	認定農業者522名	農業者1,012名（認定農業者以外が中心）
訪問結果の概要	<ul style="list-style-type: none">・営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は444名（訪問した農業者全体の85%）・営農再開に向けた主な意見・要望は、<ol style="list-style-type: none">①個人や小規模でも対象となる補助事業の創設②風評対策や販路の確保への支援③担い手不足や雇用労働力の確保の支援④集落営農への支援⑤ほ場整備やパイプラインの整備等への支援	<ul style="list-style-type: none">・営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、412名（訪問した農業者全体の41%）・営農再開済みの農業者の主な課題は、農業機械・施設の導入、労働力確保・未再開の農業者の主な課題は、鳥獣害対策、用排水路の復旧・再開意向のない者のうち、農地の出し手は1割、今後出し手となる意向のある者は7割

営農再開に必要な機械・施設や家畜の導入等を支援

MAFF

被災12市町村において避難指示の解除が進みつつある中、営農を再開する農業者を対象に、農業用機械・施設や家畜の導入等の初期投資に対する支援を行うことで、営農再開を加速化する。

原子力被災12市町村農業者支援事業

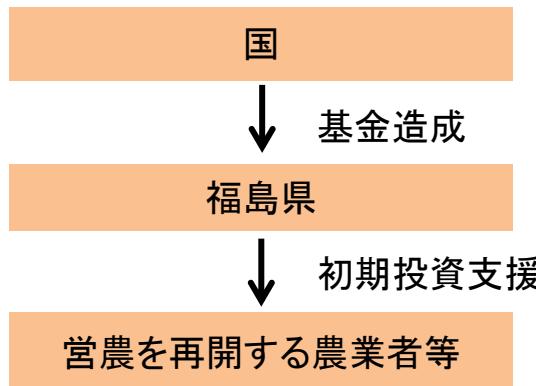
■ 対象者

被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

■ 補助率

3／4

■ 資金の流れ



■ 補助対象経費

- 農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- 農産物の生産に必要な施設の整備及び施設の導入に必要な撤去に要する経費
- 果樹の新植・改植、花き等（生産が複数年継続するもの）の種苗等の導入に要する経費
- 肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粹種豚、繁殖用雌豚の導入に要する経費

■ 補助対象経費の上限額

原則1,000万円（特認3,000万円）



原子力災害で大きなハンディキャップを背負った地域において、日本農業のフロンティアを目指し、先端技術を取り入れた先進的な農林水産業を全国的に先駆けて実践し、農林業の復興・再生を目指す。

平成30年度は、避難指示が解除された地域の拡大に伴い、帰還した農業者が将来展望を持って営農に取り組むための技術をこれまでの取組に加えて新たに開発

平成28年度から実施中の課題

トラクターの自動走行技術



平成29年度で完了

農作業用アシストスーツ



平成29年度で完了

法面用除草ロボット



継続

苗木植栽ロボット



継続

平成30年度から実施する課題

除染後農地の地力の見える化

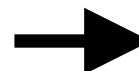
除染後農地の地力のばらつきを簡易かつ迅速に把握し、営農指導につなげる技術の開発及び実証

園芸作物栽培の省力化

福島県の主力品目であるブロッコリー収穫機の開発及び実証

高品質米生産管理技術の確立

解像度の高い衛星画像活用による水稻の生育状況診断・管理技術の開発及び実証



福島県における林業再生に向けた取組

MAFF

森林内のモニタリング

樹木の葉・枝・幹から土壤まで階層ごとに放射性物質の分布状況等を調査、解析。

調査結果

- ・森林内の放射性セシウムの約9割が土壤表層に分布
- ・樹木に残る放射性セシウムも多くは樹皮に分布



落葉層と土壤の採取



樹皮試料の採取

森林施業による影響の検証と対策の実証

植栽や間伐などによる空間線量率の変化等の影響を検証。また、林業従事者の被ばく対策等を実証。

検証・実証結果

- ・間伐による空間線量率の変化は少ない
- ・林業機械のキャビン内は屋外と比較し、空間線量率が2～3割程度低い



キャビン付き林業機械による間伐



キャビン付フォワード
(木材運搬車両)



キャビン無フォワード

被ばく低減効果のある林業機械の例

林業再生対策

汚染状況重点調査地域等内で森林の概況調査、間伐等の森林整備、放射性物質の移動抑制対策などを実施。



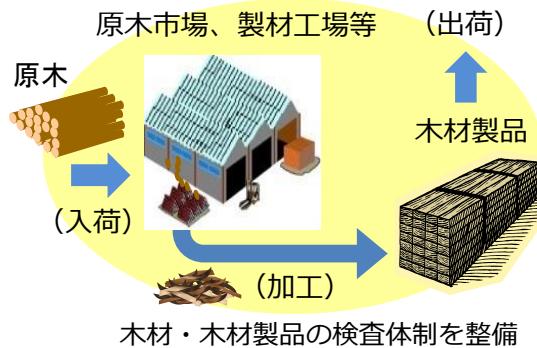
森林の概況調査



筋工による放射性物質の移動抑制対策

安全な木材製品の供給

木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築を支援。



選木機用測定装置

福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（里山再生モデル事業）

MAFF

平成28年3月に復興庁、農林水産省、環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、福島県民の生活環境における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けた取組の一つとして「里山再生モデル事業」を実施。

選定されたモデル地区（14地区）



事業概要・イメージ

農林水産省：間伐等の森林整備

環境省：除染

復興庁：総合調整



今後の展開方向

- ・得られた成果を確認しながら、平成31年度目途に成果を取りまとめ。
- ・取りまとめた成果を踏まえて的確な対策を検討。

福島県における漁業再生に向けた取組

MAFF

平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い魚種の試験操業・販売を実施。その後、順次、漁業種類・対象種・海域を拡大し、現在、出荷制限の7魚種（注）を除くすべての魚種で試験操業を実施。

（注）ウミタナゴ、カサゴ、クロダイ、サクラマス、ヌマガレイ、ムラソイ、ビノスガイ（平成30年4月24日現在）

引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

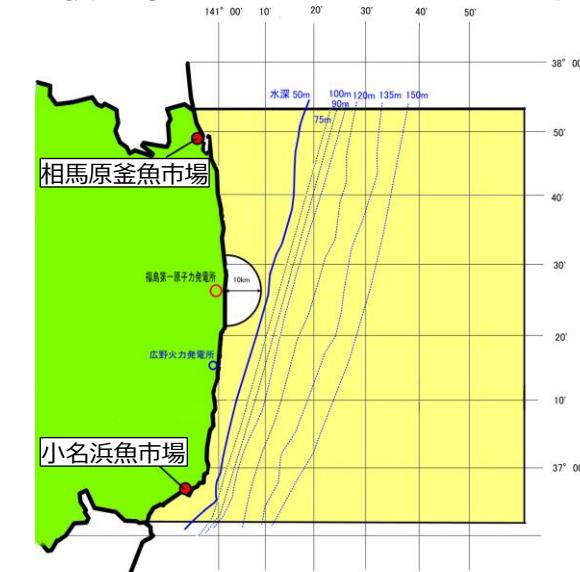
試験操業の決定の経緯

- ・福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値（50Bq/kg：自主基準値（国の基準値：100Bq/kg））以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定
- ・平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始（相馬双葉地区）
- ・平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始（いわき地区）
- ・平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km～20kmの水域での試験操業を開始
- ・平成29年3月から、順次、各魚市場で入札による出荷を実施。漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷

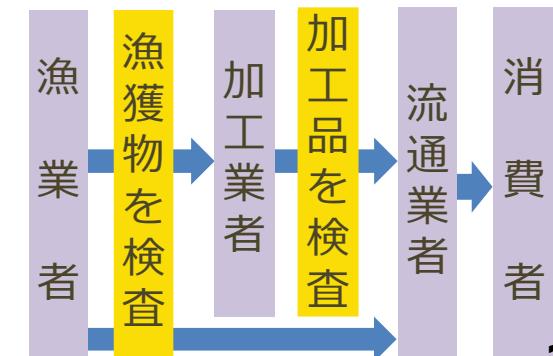
試験操業の漁業種類

底びき網漁業	キアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミズダコ等	沿岸かご漁業	ヒメエゾボラ、ヒラツメガニ、マダコ等
刺網漁業	ガザミ、シロザケ、ヒラメ、マガレイ等	はもかご漁業、どう漁業	マアナゴ
流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等	はえ縄漁業	アイナメ、ヒラメ、マダラ等
船びき網漁業	イシカワシラウオ、コウナゴ、サヨリ等	釣り漁業	アイナメ、クロソイ、ヒラメ等
沖合たこかご漁業	シライトマキバイ、ミズダコ、ヤナギダコ等	潜水漁業	アワビ、キタムラサキウニ
		貝桁網漁業	ホッキガイ、コタマガイ
		養殖業	アサリ、アオノリ

試験操業海域（平成29年8月29日現在）



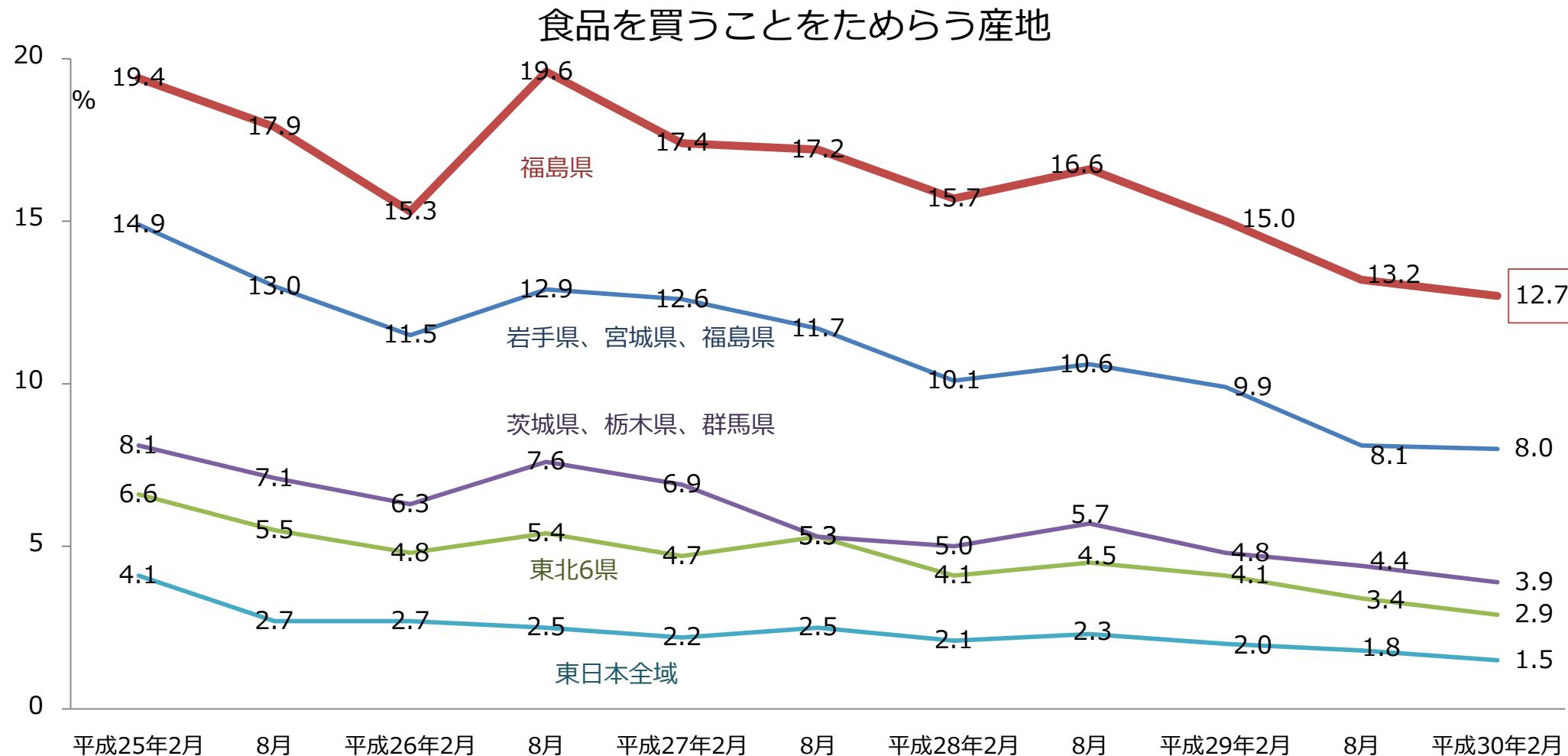
漁獲物の流れ



食品についての風評の現状

MAFF

被災地産の食品の購入をためらう消費者が一定程度存在している。特に、福島県産の食品については、高い割合となっている。



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第11回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

MAFF

科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別が今なお残っていることを踏まえ、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を平成29年12月に策定。（復興大臣の下、関係省庁局庁クラスを構成員とするタスクフォースで決定）

本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

ポイント

知ってもらう

- 対象**
- ①児童生徒、教育関係者
 - ②妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者
 - ③広く国民一般

- 内容**
- ①放射線の基本的事項と健康影響
 - ②食品と飲料水の安全性 等

- 具体的な施策**
- ①放射線副読本の改訂
 - ②乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始 等

食べてもらう

- ①小売、流通事業者
- ②消費者
- ③在京大使館、外国要人、外国プレス
- ④在留外国人、海外からの観光客

- ①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ②食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準
- ③生産段階での管理体制 等

- ①福島県産品の販売場所の情報発信
- ②流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供
- ③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
- ④食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等

来てもらう

- ①教師、PTA関係者、旅行業者
- ②海外からの観光客、外国プレス、在留外国人
- ③県外からの観光客

- ①福島県の旅行先としての「魅力」
- ②福島県における空間線量率や食品等の安全 等

- ①福島県ならではの「ホープツーリズム^{*}」の推進
*福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組
- ②東北を対象としたプロモーション 等

食品中の放射性物質に関する情報の発信

MAFF

農林水産物の風評払拭については、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での取組等を、関係府省等と連携し、ホームページや広報資材を活用し、幅広く発信している。

関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）は連携して、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組んでおり、平成28年度は、意見交換会を全国で9回、平成29年度は7回開催。（平成30年3月31日現在）

食品中の放射性物質に関する4府省連携意見交換会の開催



最近の開催状況

開催日	開催場所
平成28年7月23日	東京都江東区※
7月30日	宮城県仙台市※
8月 6日	大阪府大阪市※
8月28日	東京都世田谷区※
8月29日	福島県郡山市
9月 2日	東京都千代田区
平成29年1月30日	福島県郡山市
2月 2日	東京都千代田区
2月17日	大阪府大阪市
7月23日	東京都江東区※
7月29日	宮城県仙台市※
8月19日	大阪府大阪市※
10月27日	東京都台東区
11月 1日	宮城県仙台市
11月 7日	愛知県名古屋市
11月21日	福岡県福岡市

※親子参加型イベントに出展

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)

関係省庁との連携により、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月、27年10月、28年10月、30年3月)

全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。

福島県産農産物については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



農林生協（農林水産省総合売店）に
「福島県産食品コーナー」を開設（29年8月）



関東農政局神奈川県拠点における被災地産食品を使用したお弁当を食べる取組（29年6月）



被災地産品販売フェア「第2回 食べて応援しよう！in仙台」を勾当台公園で開催（30年3月）



セブン&アイホールディングスによる
「東北かけはしプロジェクト」（30年3月）

これまでの取組：
うち被災地産食品販売フェア等：
社内食堂等での食材利用：
(23年4月～30年3月末までの間)

1,585件

1,251件

230件

(23年4月～30年3月末までの間)

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（生産段階での取組）

MAFF

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等の取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
＜福島県でのGAP取得状況＞（平成30年3月末時点）
GLOBALG.A.P. 18経営体、ASIAGAP 3経営体、JGAP 29経営体、FGAP 5経営体
※福島県農林水産業再生総合事業以外の支援による取得も含む。
- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援。173名がJGAP指導員資格を取得（30年3月末時点）。



ふくしま。GAPチャレンジ宣言
(平成29年5月)



G A P 認証取得研修会

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた実証試験を支援。実証試験の結果を踏まえ、29年度に漁業者向けマニュアルを作成。



水産物の高鮮度化に向けた実証試験

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機 J A S 認証の取得に係る費用を支援し、8件が認証を取得（30年3月末時点）。
- ・ 有機栽培米の産地見学会や商談会、主婦層向けの有機農業セミナー等の開催を支援。



有機栽培米の産地見学会



主婦層向けの有機農産物セミナー

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

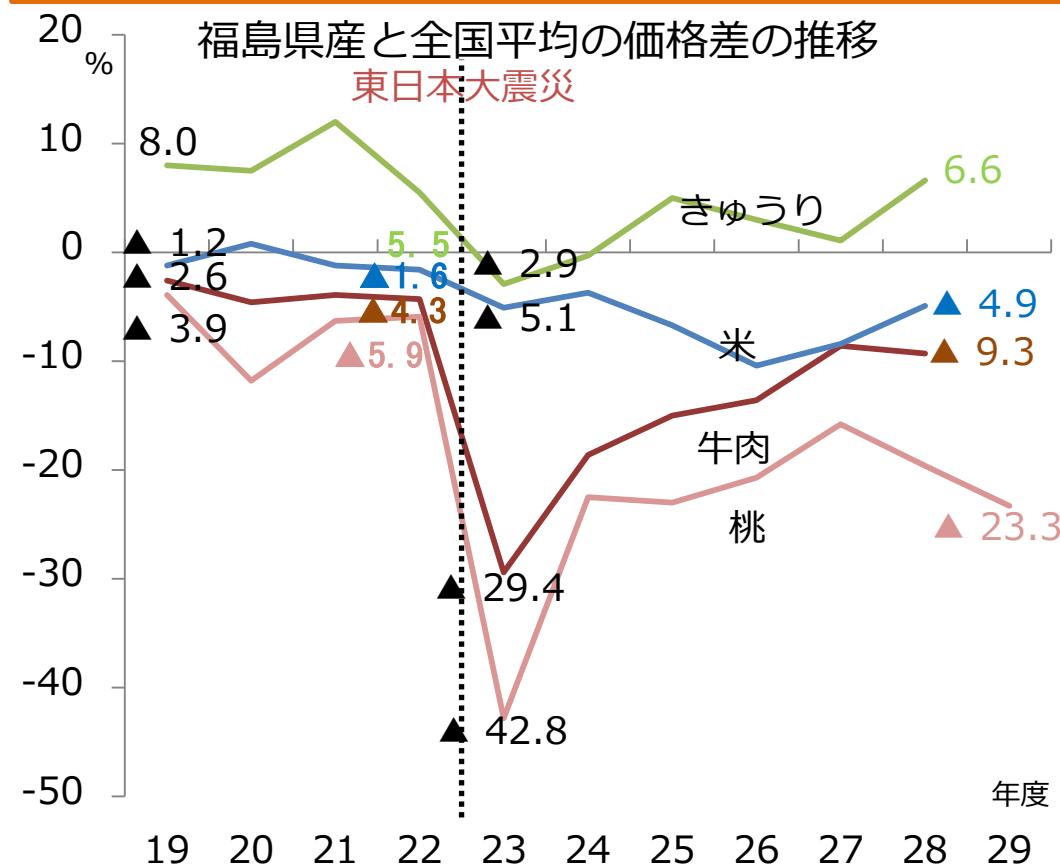
福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

平成29年度福島県産農産物等流通実態調査の結果

調査内容

生産者・生産者団体（418件）、事業者（606件）、消費者（3,321件）へのヒアリング・アンケート、統計データの分析等を米や青果物、畜産物等20品目において実施



消費者

- ・産地照会が減少し、クレームはほとんどない
- ・福島県産を積極的に購入するという声もある
- ・一部には、依然イメージとして安全性に不安があるという意見がある
- ・海外顧客は、産地を非常に気にしている

小売業者

- ・福島県産農林水産物に切り替える理由・きっかけが見いだせない
- ・産地照会を受けた際の説明に苦慮する
- ・売残りリスクを極力回避するため、取扱いを躊躇する
- ・米、牛肉、贈答用の桃の取扱いは回復していない

卸売業者・仲卸業者

- ・販売先が別産地を指定している
- ・販売先が別産地を希望していると想定している
- ・米、牛肉では、業務用となっており、価格の上昇が見込みにくい

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、小売業者等への指導、助言等に関する通知を発出

（平成30年4月27日付け農林水産省、復興庁、経済産業省連名）

小売業者・外食業者・中食業者・加工業者への指導・助言

- ・福島県産農産物であることのみをもって取り扱わなかったり、買い叩いたりすることのないようにすること。
- ・他県産農産物等と福島県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。
- ・経営陣による積極的なイニシアティブを發揮することにより、福島県産農産物等を合理的な理由なく回避することのないようにすること。
- ・消費者、関係事業者等から照会があった場合には、その都度丁寧に説明すること。 等

生産者への助言（優良事例）

- ・米について、大粒の米を選別するとともに、品質管理を徹底した結果、「究極のすし米」とうたってアラブ首長国連邦やカタールへの輸出を実現。
- ・桃について、ウェブサイトやSNSを立ち上げ、インターネットを活用した通信販売を充実させることにより、若い年代の新規顧客を開拓。等

卸売業者・仲卸業者への指導・助言

- ・取扱商品に関する産地の指定に過剰に配慮することのないようにすること。
- ・小売業者のバイヤー等に対して、現在流通している福島県産農産物等が徹底した放射性物質のモニタリング検査を経て安全を確認しているとともに、風評被害の払拭に向けて関係者が一層協力することが重要である旨を説明すること。
- ・風評被害による損害の賠償を受けることができる等を理由とした不当な安価での仕入れ・販売が行われないようにすること。 等

その他の措置

- ・販売促進・風評情報に関する相談窓口を設置（農林水産省、復興庁、経済産業省、福島県）。
- ・指導・助言等の考え方等を説明する説明会を実施（平成30年5月18日に中央説明会を開催した他、個別団体ごとに説明、意見交換を実施）。 等



中央説明会

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

平成30年度福島県産農産物等流通実態調査

	29年度	30年度
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ・米 ・桃、きゅうり、トマト、アスパラガス、ピーマン、さやいんげん、梨、りんご、あんぽ柿 ・牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳 ・しいたけ、なめこ ・カツオ、コウナゴ、ヒラメ、カレイ類 <p style="text-align: right;">合計<u>20</u>品目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米 ・桃、きゅうり、トマト、アスパラガス、ピーマン、さやいんげん、梨、りんご、あんぽ柿、<u>ねぎ、ブロッコリー、グリーンピース、スナップエンドウ、ぶどう</u> ・牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳 ・しいたけ、なめこ ・カツオ、コウナゴ、ヒラメ、カレイ類、<u>マアナゴ</u> <p style="text-align: right;">合計<u>26</u>品目</p>
価格の追跡調査	なし	<u>米、牛肉、贈答用桃、贈答用あんぽ柿、ピーマン、ヒラメを対象に実施</u>
調査地域	福島県、首都圏、関西圏	福島県、首都圏、関西圏、 <u>北海道、東海圏</u>
対象者	生産者団体、生産者、卸、仲卸 加工・小売・外食産業 消費者	同左
調査体制	委託事業（農林水産省の職員が同行）	委託事業（農林水産省及び <u>復興庁、経済産業省</u> の職員が同行）

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

これまでの販売促進対策実績

- ・量販店等における
 - ・販売コーナーの設置（13店舗）
 - ・販売フェアの開催（773店舗）
 - ・福島県知事・副知事によるトップセールス（30回）
- 等の販売促進の取組を実施。
- ・オンラインストアにおける特設ページの開設及びキャンペーンを実施。
- ・タイ、ベトナム等アジア4か国でのプロモーション活動を実施。
- ・テレビCMやウェブを通じた情報発信、県内市町村や民間団体が行うPR事業等を支援。 等



福島県産米の販売コーナー



桃の販売フェア



知事によるトップセールス



ベトナムでのプロモーション活動

今後強化する販売促進対策

- ・GAP認証等により生産される県産農産物や、棚の回復が遅れている米、牛肉の販路開拓。
- ・福島県産水産物を首都圏量販店の東京都・埼玉県内にある5店舗に直送し、「福島鮮魚便」として常設コーナーで販売。
- ・パッケージングの改善やロゴの制作によるブランド力の強化。
- ・オンラインストアにおける出店者のスキルアップ支援等、出店しやすい環境づくり。
- ・6次化商品の県内や首都圏でのテストマーケティング及び商品改良への支援拡充。
- ・有望輸出国等での情報発信や展示会出展、輸出にチャレンジする生産者団体等への支援。 等



店内の「福島鮮魚便」コーナー



F-GAP
(ロゴ)



パッケージング
改善の例

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

MAFF

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（輸入規制を設けた54の国・地域のうち、27か国が規制を撤廃）。

諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成30年5月7日時点）

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名	
事故後輸入規制を措置 54	規制措置を完全撤廃した国	27	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ
	輸入規制を継続して措置	一部の都県を対象に輸入停止	韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾（日本での出荷制限品目を停止）米国、フィリピン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	インドネシア、仏領ポリネシア、オマーン、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦（UAE）、レバノン、ロシア ※EU加盟国（28カ国）を1地域とカウント。
	27	自国での検査強化	イスラエル

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

最近の規制措置が完全撤廃された例

最近の輸入規制緩和の例

撤廃された年月	国名	緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
平成26年1月	イラク	平成28年1、2、3、4、7、8、9、10、12月	米国	輸入停止(福島県等)→一部の品目が順次解除
〃	豪州	7月	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く	10月	ニューカレドニア	輸入停止(12都県の全ての食品・飼料)→解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に)
11月	ボリビア	12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(15都県の全ての食品・飼料→5県のみに)
平成28年2月	インド	平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
5月	クウェート	4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
8月	ネパール	9、11月	米国	福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に 輸入停止(福島県等)→一部の品目の解除等
12月	イラン	12月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県のコメ等を検査証明対象から除外等)
〃	モーリシャス	平成30年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小(切り花、盆栽等を検査対象から除外)
平成29年4月	カタール	3月	米国	輸入停止(栃木県産のクリ)→解除
〃	ウクライナ	〃	ロシア	輸入停止(7県産の水産物)→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書(セシウム、ストロンチウム)の添付を条件に停止措置を解除
10月	パキスタン	4月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(5県の全ての食品・飼料→福島県)、検査証明書の添付不要
11月	サウジアラビア			
12月	アルゼンチン			
平成30年2月	トルコ			

※スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

主な輸出先国・地域における輸入停止措置の概要

MAFF

我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を継続。

輸出先国・地域	輸出額・順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,877億円 1位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,007億円 3位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
台湾	838億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国 (WTOにおいて 係争中)	597億円 5位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物
シンガポール	261億円 8位	福島	林産物、水産物
		福島原発周辺の10市町村	全ての食品及び農産物
マカオ	38億円 23位	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品
		宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	野菜、果物、乳製品

注：1 輸出額及び順位は、平成29年確定値による。（出典：財務省「貿易統計」）

2 上記7か国・地域のほか、米国、フィリピンの2か国は、日本国内において出荷制限措置がとられている品目を輸入停止している。

3 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）」については、放射性物質検査証明書の添付が求められているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない状況。

円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対して働きかけ

MAFF

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では30年6月30日までに、約9,045億円の請求に対し、約8,709億円を支払い（96%）
※。

※30年6月30日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、
静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出